

(目的)

第1条 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課等の研修事業等に係る受託事業の実施と共に、受託に係る必要な準備や人材の育成を図りながら岩手県の障がい福祉活動に貢献していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会を、「障がい福祉研修委員会」と呼ぶ。

(事務所)

第3条 障がい福祉研修委員会の事務所は本会事務局内に設置する。

(組織)

第4条 障がい福祉研修委員会の運営統括の責任は、本会会長に属する。

(活動)

第5条 障がい福祉研修委員会の活動は、以下のとおりとする。

- (1) 研修の企画、募集、運営全般
- (2) 講師との打合せ、企画会議の開催及び連絡調整
- (3) 研修の実施(他の委員会が行う研修以外)

ア 障がい者相談支援従事者初任者研修

- ・ ケアマネジメント手法に関する講義
- ・ ケアマネジメントプロセスに関する演習
- ・ その他

イ 障がい者相談支援従事者現任研修

- ・ ケアマネジメントに関する講義・演習
- ・ その他

ウ サービス管理責任者等研修

- ・ アセスメントやモニタリングの手法に関する講義
- ・ サービス提供プロセスの管理に関する演習
- ・ その他

エ その他

- ・ 本委員会が認めた研修

(4) 講師の指導力向上を目的とした学習機会の設定

(5) 研修に係る消耗品準備等

(6) その他研修に関する業務

(委員会)

第6条 委員は、「障がい福祉研修委員会」の企画及び運営管理を行う。

2 委員は、15名以内で構成し、厚生労働省主催「相談支援従事者指導者養成研修」又は「サービス管理責任者指導者養成研修」の修了者及び岩手県障がい福祉研修アドバイザーを委嘱された会員。岩手県社会福祉士会が推薦する者。

3 委員会に次の役員を置き、委員の互選とする。

(1) 委員長 1名

(2)副委員長 2名

(3)会計 1名

(4)アドバイザー 2名程度

4 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認められたときは、委員以外の関係者への出席を求めて説明又は意見を聞く事ができる。

(報告)

第8条 委員会は、本会理事会に、活動内容及び運営状況を報告するものとする。

(その他の運営の留意事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、2019年4月1日から施行する

2 この要綱の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。